

茨城県報

第4863号

昭和37年7月9日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規則

(人事委員会)

- | | ページ |
|----------------------------------|-----|
| ◎職員の選考に関する規則の一部改正…………… | 1 |
| ◎職員の臨時的任用に関する規則…………… | 2 |
| 告 示 | |
| ◎健康保険医療機関の指定…………… | 3 |
| ◎身体障害者福祉指定医及びその取消し、
住所変更…………… | 3 |
| ◎建設業者の登録…………… | 4 |
| ◎建設業者の登録まつ消…………… | 5 |
| ◎米飯提供業者の登録…………… | 5 |

- ◎常陸太田市内の字の区域変更…………… 5

公 告

- ◎健康保険被保険者証の無効…………… 6
- ◎指定自動車教習所の指定…………… 9
- ◎土地改良区役員の就退任(3件)…………… 9
- ◎土地立ち入り測量(2件)…………… 11
- ◎行政処分 of 聴聞(建築許可)…………… 11

規 則

(人事委員会)

職員の選考に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和37年7月9日

茨城県人事委員会

委員長 吉 永 時 次

茨城県人事委員会規則第8号

職員の選考に関する規則の一部を改正する規則

職員の選考に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第2条第3号に規定する職(ただし、法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の職を除く。)および第6号に規定する職

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の臨時的任用に関する規則を公布する。

昭和37年7月9日

茨城県人事委員会

委員長 吉 永 時 次

茨城県人事委員会規則第9号

職員の臨時的任用に関する規則

職員の臨時的任用に関する規則(昭和28年1月22日茨城県人事委員会規則第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号、以下「法」という。)第8条第4項および第22条第2項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(臨時的任用を行なうことができる場合)

第2条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ人事委員会の承認を得て、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。この場合において第1号の規定により臨時的任用を行なおうとするときは、その承認があつたものとみなす。

- (1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任または転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行なう日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- (3) 任命権者が、その任用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な任用候補者がいない旨もしくは任用候補者の数が任用候補者名簿の作成およびこれによる職員の任用の方法に関する規則(昭和28年人事委員会規則第1号)第10条に規定する正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合または提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たない場合で人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が6月以内の雇用予定期間を付して日雇雇用する賃金支弁の臨時職員に、現に職員でない者を臨時的に任用するときは、人事委員会の承認があつたものとみなす。

(臨時的任用の期間の更新)

第3条 臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て6月をこえない期間で更新することができる。この場合において、前条第1項第2号および第2項の規定による臨時的任用の期間の更新については、その承認があつたものとみなす。

(この規則の実施に関し必要な事項)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第676号

健康保険法第43条の3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関を指定した。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

医 科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 日 年 月 日	備 考
橋 本 内 科 病 院	水戸市備前町832	37. 6. 1	開 廃
森田胃腸科外科医院	水戸市泉町995	37. 6. 1	//
箕 浦 医 院	結城市大字結城2,979	36. 11. 25	//
占 部 医 院	那珂郡那珂町菅谷452の1	37. 6. 1	//
木 部 医 院	行方郡汐米町大字汐米494の1	37. 6. 1	//
永 野 医 院	石岡市大字石岡279	37. 4. 1	再 指 定
根 崎 医 院	石岡市石岡1,474	37. 4. 1	//
神経科 下 館 病 院	下館市西石岡745	37. 4. 1	//
大 和 田 医 院	下妻市下妻内3,001	37. 4. 1	//
川 島 眼 科 医 院	古河市北新町6,063	37. 5. 1	//
栗 屋 出 張 診 療 所	笠間市大字笠間	37. 5. 1	//
沢 野 医 院	稲敷郡牛久町田宮	37. 5. 1	//
加 藤 医 院	北相馬郡取手町取手甲983	37. 5. 1	//
歯 科			
新治協同病院内 歯科診療所	土浦市3,550	37. 4. 15	再 指 定
松 本 歯 科 医 院	竜ヶ崎市川原代町小屋1,164の4	37. 4. 20	//
鈴 木 歯 科 医 院	高萩市安良川町120	37. 5. 1	//
薬 局			
木 村 薬 局	筑波郡豊里町手子生845	37. 5. 1	再 指 定

茨城県告示第677号

身体障害者福祉法第15条第1項及び同法施行規則第3条の規定に基づく医師を次のように指定、及び指定を取り消した。

なお、指定医の住所を次のように変更した。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指 定

種 別	診 療 科 目	氏 名	住 所	備 考
肢体不自由	整 形 外 科	平 尾 尚 徳	日立市宮田町3,453	
〃	外 科	志 村 巖	〃 追川町4の2	
〃	内 科	江 口 澄 夫	常陸太田市西一町2,314	
〃	外 科	横 山 邦 幸	〃 〃	
聴 覚 障 害	耳 鼻 咽 喉 科	野 本 秀 一	〃 〃	
視 覚 障 害	眼 科	真 柄 史 郎	〃 〃	
肢体不自由	整 形 外 科	伊 野 林 済	東、小川町	
〃	外科, 整形外科	荻 野 広 雄	鹿, 鉾田町1,635の1	
〃	〃	大久保 清 倫	行, 汐来町大字汐来294	
〃	外 科	星 信 男	猿, 境町	
〃	〃	大 崎 寿 雄	行, 牛堀町牛堀	
〃	内 科	久 保 浩 二	〃, 〃 12	
〃	外 科	雁 部 敬	勝田市大字東石川610	
〃	外 科, 内 科	桜 井 実	〃 〃	

居住地変更

種 別	診 療 科 目	氏 名	住 所	旧 住 所
肢体不自由	外 科	尾 形 修	猿, 境町1,531	猿, 境町2,190

取 消

種 別	診 療 科 目	氏 名	住 所	備 考
肢体不自由	呼 吸 器 科	千代田 慶 三	日立市宮田町3,453	
聴 覚 障 害	耳 鼻 咽 喉 科	河 内 一 郎	猿, 境町2,190	
〃	〃	坂 本 庄之助	行, 玉造町谷島	

茨城県告示第678号

下記の建設業者の登録事項は建設業法第8条第1項により建設業者登録簿に登録した。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 録 年 月 日	商 号 又 は 名 称	申請者氏名	主たる営業所の所在地
(ち) 1,345	昭37. 6. 15	秋 山 工 務 店	秋山 進一	水戸市松本町4~1,560

(第三種郵便物認可)

(#)	1,358	# 37. 7. 13	株式会社 菊正塗装店	鈴木 徳寿	水戸市信願寺町1,304
(#)	1,666	# 37. 7. 1	三晃美装工業	秋葉 直義	水戸市竹隈町629
(#)	1,661	# 37. 7. 1	鈴木工務店	鈴木 礼	那珂郡山方町野上718
(#)	1,667	# 37. 7. 1	有限会社 石川工務店	石川清之介	久慈郡水府村大字和久1,526~1
(#)	1,359	# 37. 7. 13	三代工務店	三代 末二	日立市久慈町行戸5,543
(#)	1,363	# 37. 7. 23	今邦工務店	今橋 邦保	日立市会瀬町397
(#)	1,662	# 37. 7. 1	有限会社 昭洋工業	和田 猛	日立市河原子町462~2
(#)	1,663	# 37. 7. 1	日立管工所	長谷川信司	日立市成沢町562
(#)	1,664	# 37. 7. 1	株式会社 和興商事	緑川 信久	北茨城市中郷町足洗753
(#)	1,665	# 37. 7. 1	小林商店	小林 輝夫	日立市河原子町2,383~1
(#)	798	# 37. 6. 1	桜井工務店	桜井 忠平	水海道市宝町2,680

茨城県告示第679号

下記の建設業者の登録事項は、建設業法第4条第3項の規定による登録有効期間満了の日までに更新申請の手続きがなされなかつたから同法第15条第1項第2号の規定によりまう消した。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 年 録 月 日	商号又は名称	申請人	主たる営業所の所在地
(と)	997昭35. 1. 23	有限会社 石川工務店	石川清之介	久慈郡水府村大字和久1,526~1

茨城県告示第680号

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4の規定にもとづいて次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 年 録 月 日	営業所の所在地	名称及び氏名
北振 第837号	37. 6. 23	東茨城郡大洗町大字磯浜町675	有限会社 肴屋隠居 代表取締役 大 里 民 子
// 838	//	日立市助川町2,155	源 氏 青 野 ミ ツ

茨城県告示第681号

土地改良法による区画整理に伴い、地方自治法施行令第179条第1項の規定により常陸太田市内の字の区域を下記のとおり変更し昭和37年7月16日から施行する。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(第三種郵便物認可)

記

大字幡字外川原1,217番～1, 1,218番, 1,219番～1, 1,220番～1, 1,220番～2, 1,224番～1, 1,225番～1, 1,226番～1, 1,227番～1, 1,228番, 1,229番, 1,230番～1, 1,235番～1, 1,236番～1, 1,237番～1の内, 大字幡字バツケ下1,037番の内, 1,038番の内, 1,039番の内, 1,016番の内及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字幡字寺坪川原に変更。

大字幡寺坪川原1,050番～1の内, 1,053番の内, 大字幡字外川原1,237番～1の内, 1,258番～1, 1,259番～1, 1,260番～1, 1,261番～1, 1,262番～1, 1,263番, 1,268番～1, 1,269番～1, 1,270番～1, 1,271番～1, 1,272番～1, 1,274番～1並びにこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字幡字バツケ下に変更

公 告

◎健康保険被保険者証の無効

健康保険法第18条並びに第19条の規定により被保険者の資格を喪失した者で, 返納できない旨届け出のあつた者及び同法施行規則第23条の規定により, 被保険者証紛失の届け出のあつた, 次の被保険者証は, 頭初の年月日から無効とする。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

紛失又は 喪失 年 月 日	健康保険被 保険者証記 号 番 号	氏 名	被保険者 証 交 付 年 月 日	無 効 事 由
37. 3. 31	湊さい 32	辻 田 清	36.11. 1	紛 失
36.10.20	水まほ 44	中 川 光 次	36. 8. 11	//
36.12.31	水うと 15	藤 沼 洋 子	36.11. 1	//
36.11.30	// 33	鈴 木 信 也	//	//
37. 3. 1	水いいと 226	横 山 澄 子	//	//
37. 4. 20	水せり 101	富 田 三 郎	//	//
36.12.20	// 166	鈴 木 道 男	//	//
37. 3. 5	湊し 1,013	根 本 勇	//	//
37. 5. 1	水りい 42	細 貝 和 子	//	//
//	// 53	鈴 木 早 苗	//	//
//	// 54	西 沢 宏	36.10.14	//
37. 3. 1	那とれ 1	加 藤 祥	36. 9. 6	//
37. 3.10	// 7	川 又 杰	//	//
37. 5. 1	湊き 24	川 崎 美代子	37. 1. 13	//
37. 3.31	湊をれ 3	鬼 沢 千代子	36.11. 1	//
37. 5. 5	水みいく 174	谷田川 友 雄	37. 5. 5	//
37. 5. 1	太かあ 66	岡 部 清 子	37.11. 1	//
//	// 94	河 村 春 次	36.10. 1	//
37. 4.16	水てへ 98	飯 田 健 三	36.11. 1	//
37. 3.30	水みいち 14	上 田 忠 幸	//	//
37. 4.18	水にか 288	中井川 正 明	//	//

(第三種郵便物認可)

37. 5. 6	水した	13	竹 木 善 種	//	//
37. 5. 16	那をう	34	高 村 正 男	//	//
37. 4. 30	那をく	52	引 田 重 夫	//	//
//	那をく	54	根 本 寅 次	36. 11. 1	//
//	//	55	関 晴 寿	//	紛 失
37. 1. 31	//	27	杉 山 一	//	//
//	//	39	大曾根 政 江	//	//
37. 4. 20	水といか	4	稲 田 はつ江	//	//
37. 2. 25	水まう	21	大 貫 芳 江	//	//
//	//	22	橋 本 量 子	36. 10. 6	//
37. 5. 1	水そほ	50	堤 正	36. 11. 1	//
37. 5. 4	水いれ	441	小 林 博	//	現住所不明
37. 3. 1	勝かり	64	磯 定一郎	//	//
37. 3. 7	勝に	418	信 木 節 子	//	本人行方不明
37. 3. 30	久たう	135	森 山 いつ子	//	紛 失
37. 4. 27	太あく	8	小 泉 信 雄	36. 8. 1	//
37. 5. 1	那ひわ	164	遠 藤 と し	36. 9. 3	//
37. 3. 17	水いいら	131	新 保 栄一郎	36. 12. 8	//
37. 5. 25	水かいの	11	矢 島 英 雄	—	//
//	水いほみ	2	関 根 考三郎	—	//
//	勝いも	95	岩 上 四 郎	—	//
37. 5. 28	水いろ	243	矢 代 道 夫	—	汚 損
37. 6. 1	水いへ	309	川 井 徳 夫	—	紛 失
//	水いよ	535	小 林 光 子	—	//
//	水ふの	27	大 縄 真 平	—	//
37. 6. 6	水しと	1	志賀野 治 平	—	//
//	湊みわ	11	宮 原 亀 三	—	//
37. 5. 25	水しな	47	深 作 弥次兵衛	—	//
37. 5. 10	勝みと	23	広 井 正 人	—	//
//	//	30	篠 原 恭 子	—	//
//	那かは	51	梶 山 勝 子	—	//
//	水した	4	武 藤 裕 行	—	//
//	水すに	1	鈴 木 正	—	//
//	勝かえ	18	山 本 きく江	—	//
37. 5. 11	水たち	58	飯 村 郁 男	—	//
37. 5. 16	水みいか	15	大曾根 富 雄	—	//
//	水しや	461	関 一 雄	—	//
37. 5. 11	水にいち	15	斉 藤 春 夫	—	//
37. 5. 9	水いろ	104	田 中 金 吾	—	//
37. 5. 1	水めい	15	筒 貫 正 司	—	//
37. 5. 14	水いよ	210	所 与 格	—	//
//	//	106	前 田 格	—	//
37. 5. 16	水とら	199	木 内 耕 夫	—	//
37. 5. 19	西ひ	104	汐 田 和 夫	—	//
37. 5. 25	笠たは	28	古字田 春 雄	—	//
//	西え	849	川那子 公	—	//

//	西たは	3	須藤久子	—	//
//	水いよ	866	寺門すゑ	—	//
//	//	884	大津澄江	—	//
//	//	923	綿引悦子	—	//
37. 2. 26	土いち	128	天野孝勲	35. 6. 18	回収不能
37. 2. 1	北には	39	飯田一江	36. 8. 2	紛失
37. 3. 1	城ゑは	8	峯悦子	35. 6. 1	//
//	//	5	宮下力	34. 9. 1	//
37. 2. 28	竜ら	8	亭島昭彰	35. 9. 28	//
37. 2. 3	占のろ	5	伏木宏	36. 2. 1	//
37. 1. 20	真か	3	山田和雄	31. 5. 1	//
37. 2. 28	新まは	4	塙マサ子	35. 12. 1	//
37. 3. 31	石とれ	183	武熊良夫	36. 8. 18	//
37. 3. 10	下にろ	1, 186	飯野政吉	36. 6. 1	//
36. 4. 30	下さ	11	志賀野明	34. 3. 1	//
37. 2. 1	海て	85	青葉隆	36. 1. 26	//
37. 1. 1	石に	12	鬼沢千代子	32. 7. 1	//
37. 2. 12	石こな	21	越渡光男	31. 8. 1	//
37. 3. 12	下いいむ	176	仁平信子	36. 7. 26	//
37. 3. 24	新はぬ	13	高木けい子	28. 4. 10	//
37. 2. 28	竜ら	9	田仲貞夫	36. 7. 1	//
37. 3. 29	海まぬ	68	土田満男	34. 1. 25	//
37. 3. 21	猿かい	177	収島正宣	35. 10. 30	//
37. 3. 31	石せは	48	古内民雄	36. 11. 24	//
37. 4. 8	下なこ	624	藤田かほる	36. 11. 9	//
37. 3. 20	下ひに	38	福田和行	36. 11. 4	//
37. 2. 8	下せぬ	14	篠崎政一	32. 12. 26	//
37. 2. 28	筑あ	10	山田世津子	36. 4. 5	//
37. 3. 20	城ま	145	稲葉昭	36. 1. 4	//
37. 3. 26	笠ない	895	市村昇	36. 9. 1	住所不明
37. 3. 1	//	802	酒井隆志	35. 2. 1	//
37. 2. 1	西うい	85	亀川文代	36. 11. 1	紛失
37. 3. 11	行しろ	12	新堀三津子	35. 12. 23	住所不明
//	//	35	渡辺信義	36. 8. 24	//
//	勝かへ	93	高畑武士	35. 9. 1	//
//	//	99	佐藤江一郎	35. 10. 1	//
37. 3. 6	//	122	高畑満	36. 7. 1	//
37. 3. 23	太さろ	87	藤田利夫	36. 12. 1	//
36. 11. 1	湊よを	33	細谷友	32. 10. 1	//
37. 3. 10	勝かへ	108	成井金吾	36. 2. 1	回収不能
//	//	102	菊地皓	36. 2. 1	//
37. 2. 1	//	128	半沢洋子	36. 8. 1	//
36. 8. 31	笠わ	29	高野平司	36. 2. 6	住所不明
//	//	23	真田清	34. 7. 1	//
//	//	12	伊藤浅太郎	32. 8. 1	紛失
36. 12. 25	太むろ	109	杉森勲	39. 11. 1	//

37. 2. 1	那りに	2	鈴木 正 一	36. 10. 2	//
37. 3. 20	//	4	徳 田 福 子	36. 10. 2	//
37. 2. 10	水かいち	32	須 沢 貞 夫	36. 11. 1	//
37. 4. 1	水かぬ	48	小 菅 明 美	36. 11. 1	//
//	//	7	長谷川 徳 寿	36. 11. 1	//
37. 2. 20	水みろつ	18	服 部 美江子	36. 11. 1	//
37. 3. 17	水まう	1	添 田 和 氏	36. 11. 1	//
37. 3. 22	那うち	143	藤 咲 忠 正	36. 11. 1	//
37. 4. 1	那をら	43	関 和 子	37. 1. 11	//

◎指定自動車教習所の指定

道路交通法第98条第1項の規定により、次のとおり指定した。

昭和37年7月9日

茨城県公安委員会

委員長 川 島 安 右 衛 門

指 定 月 日 昭和37年7月5日

指 定 番 号 第 16 号

教 習 所 の 名 称 潮来自動車教習所

所 在 地 行方郡潮来町大字辻799

管 理 者 鈴 木 正 雄

◎土地改良区役員の就退任

筑波郡谷田部町大字上河原崎に事務所をおく上河原崎土地改良区から下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
筑波郡谷田部町大字上河原崎413	理 事	斉 藤 弥 市	理 事 長
// // // 425	//	斉 藤 五 郎	
// // // 425	//	斉 藤 徳一郎	
// // // 447	//	斉 藤 一	
// // // 443の2	//	斉 藤 一三夫	
// // // 424	//	斉 藤 由 松	
// // // 453	//	福 田 房 吉	
// // // 459	//	福 田 彦四郎	
// // // 415	//	中 山 倉之助	
// // // 412	//	斉 藤 小三太	
筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪1,073	//	渡 辺 大	
// // // 1,320	//	谷 口 満 雄	

昭和37年4月30日任期満了による。

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
筑波郡谷田部町大字上河原崎413	理 事	齊 藤 弥 市	理 事 長
// // // 459 //	//	福 田 彦四郎	
// // // 424 //	//	齊 藤 由 松	
// // // 423 //	//	齊 藤 五 郎	
// // // 447の1 //	//	齊 藤 一	
// // // 433の2 //	//	齊 藤 一三夫	
// // // 425 //	//	齊 藤 徳一郎	
// // // 415 //	//	中 山 倉之助	
// // // 453 //	//	福 田 茂	
// // // 412 //	//	齊 藤 小三太	
筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪1,073	//	渡 辺 大	
// // // 1,320の2 //	//	谷 口 満 雄	
// // // 1,107 //	//	大 里 勝 家	
// // // 1,189 //	//	登 坂 貞 衛	
// // // 1,112 //	//	大 里 寅 吉	

◎土地改良区役員の就退任

猿島郡岩井町長須に事務所をおく松下土地改良区から下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡岩井町長須 638	監 事	倉 持 河之助	
// // // 1,099 //	//	鈴 木 宜 一	
// // // 3,210 //	//	野 口 与一郎	
// // // 194 //	//	吉 沢 歳次郎	

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡岩井町長須 194	監 事	吉 沢 歳次郎	
// // // 3,210 //	監 事	野 口 与一郎	
// // // 1,099 //	//	鈴 木 宜 一	
// // // 650 //	//	内 田 健 司	

◎土地改良区役員の就任

稲敷郡東村大字幸田に事務所をおく新利根川土地改良区から下記のとおり役員が就任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡東村大字佐原組新田 832	理 事	石 井 敬 二	新 任
// 新利根村大字堀川丙1,368	//	川 上 忠	//
// 河内村大字金江津3,880の1	//	鈴 木 喜 雄	//
// 東 村 大字下須田 869	//	黒 田 兵 輔	//
// // 大字上須田 1,153	//	高 城 精 一	//

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 施行河川久慈川河川防設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 久慈郡大子町大字池田字森平
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和37年7月16日から
昭和37年8月31日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 日製日立研究所～多賀変電所間の日立研究所線特別高圧線保安用電話線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 日立市森山町、水木町、久慈町
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和37年7月16日から
昭和37年9月30日まで

◎建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和37年7月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 聴 聞 期 日 昭和37年7月16日午前11時
- 聴 聞 場 所 下館市菅谷1,004
- 聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。

製綿、古綿の再製で原動機を使用するもの(増馬力の許可)

申請者住所氏名 下館市菅谷1,004

菊池金次郎

建築物構造規模 木造平家建鉄板葺作業場44.75坪(既存)既存82.25坪

原動機15HP増設10HP既設

建築物の位置 下館市菅谷1,004

敷地面積 150坪

正 誤

昭和37年6月6日発行茨城県報第4,849号に登載の茨城県告示第522号の中次のとおり正誤

記

2ページ3の表中茨城県立勝田母子寮の事務費「4,427」は「4,424」の、別表3中教育費の欄小学校第1学年の「210円」は「201円」の、4ページの別表4中「8.00円」は「8.000円」の誤り。

(母子福祉課)

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 1 0 0 円

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)